

「Myじんけん宣言」とは、企業、団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組です。

1 企業が人権尊重に取り組む必要性

背景 企業の活動範囲が拡がり、サプライチェーンが国境をまたぐようになると、国外サプライチェーンにおける児童労働や強制労働、森林の伐採等の人権課題が頻発しました。

動向 こうした状況を背景に、1990年代以降、企業による人権尊重の取組を要請する様々な国際ルール等が策定され、2011年に、企業は人権尊重に責任を持つべきであるという考えを取り入れた「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で支持されました。これは国連のSDGs（持続可能な開発目標）の中でも言及されています。

欧米諸国では、企業による人権尊重の取組を促進する法律等が施行され、我が国の企業にも影響を及ぼしています。また、企業を取り巻くステークホルダー（消費者、労働者、顧客、取引先、地域社会、株主等の利害関係者）から、企業が環境・気候変動問題や人権尊重等に真剣に取り組むことが求められるようになっています。

2 企業が人権尊重に取り組む意義・効果

企業が人権尊重に取り組むことの結果として、持続可能な経済・社会の実現に寄与するとともに、社会からの信用の維持・獲得や、企業価値・競争力の維持・向上につなげることができます。

他方、適切な取組がされていない場合、例えば、人材定着率の低下、人権侵害を理由とした製品等の不買運動や取引停止といった弊害が生じる可能性があります。

3 企業が行う「Myじんけん宣言」

趣旨 「Myじんけん宣言」は、企業のトップや幹部の方が、人権を尊重する取組を行うとの決意を示すことによって、企業の人権に関する取組を促す投稿型のコンテンツです。

活用 「Myじんけん宣言」をすることで、人権尊重に取り組んでいる企業であることを内外に表明することができます。また、「Myじんけん宣言」は人権尊重の取組を進めるための第一歩としても活用できます。

方法 入力フォームに必要事項を入力して送信することで、「Myじんけん宣言」をすることができます。

宣言の内容は自由です。世界人権宣言や「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を参考に宣言を投稿できます。また、特設サイトから「Myじんけん宣言」を行った企業・団体や「Myじんけん宣言」について詳細をご覧いただけます。



入力フォーム



世界人権宣言



特設サイト

4 企業によるさらなる人権尊重への取組

目標 「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業に対して、自社が直接的に関係している人権問題のみならず、間接的に助長・関与しているサプライチェーン全体における人権問題についても、防止・軽減・救済に向けて対応することが求められています。

進め方 このようなさらなる人権尊重への取組は、企業としての人権方針を策定・周知した上で、企業活動による人権問題（負の影響）を特定し、防止・軽減のための措置をとり、自社が人権問題を引き起こしている場合や助長していることが明らかになった場合は、速やかに被害者を救済することが必要とされています。

| | |
|-------------------------|---------------------|
| (I)方針によるコミットメント | (1)人権方針の策定 |
| (II)人権デュー・ディリジェンスの実施（※） | (2)負の影響の特定・評価 |
| | (3)負の影響の防止・軽減 |
| | (4)取組の実効性の評価 |
| (III)救済 | (5)説明・情報開示 |
| | (6)救済（苦情処理メカニズムの整備） |

（※）「人権デュー・ディリジェンスの実施」とは、自社、グループ会社及び取引先等における人権への負の影響を特定・評価し、特定された負の影響を防止・軽減するための取組を実施し、それらの取組の実効性を評価し、対応状況について説明・情報開示していく一連の行為を指します。

5 政府の取組

「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」に基づき、関係省庁では、企業の取組を支援する各種方策を実施しています。

法務省では、ハラスマントや不当な差別等、企業が関わる人権問題について人権相談を受け付けているほか、企業が自主的に研修を行なう際の研修用資料の公表や企業向け各種研修を実施しています。



「ビジネスと人権」

〒500-8729 岐阜市金竜町5丁目13番地岐阜合同庁舎内

岐阜地方法務局人権擁護課

岐阜県人権擁護委員連合会

電話 058-245-3181

